

令和3年度第2回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年5月10日（月）午後2時2分から 午後3時45分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	1番	水越	修一
		2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		24番	坂入	進

4、欠席委員 23番 瀬端 洋

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- | | | | |
|-----|----|---|---------------------------------------|
| 議案第 | 8 | 号 | 農地法第3条の規定による許可について |
| 議案第 | 9 | 号 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 議案第 | 10 | 号 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 議案第 | 11 | 号 | 農地法第5条の規定による許可後の継承を伴う事業計画
変更申請について |
| 議案第 | 12 | 号 | 現況確認証明（非農地証明）について |
| 議案第 | 13 | 号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
の決定について |
| 議案第 | 14 | 号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
について |
| 議案第 | 15 | 号 | 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画につい
て |
| 議案第 | 16 | 号 | 筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する
指針」について |
| 議案第 | 17 | 号 | 農業者年金加入推進部長の選定について |

4、報告

- | | | | |
|-----|---|---|---------------------------|
| 報告第 | 6 | 号 | 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について |
| 報告第 | 7 | 号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| 報告第 | 8 | 号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 報告第 | 9 | 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	田所 秀一
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	信田 啓太

7、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和3年度第2回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、23番 瀬端委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、5番 寺内委員と6番 岩淵委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第8号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号5番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号5番は、12番議席 赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後2時7分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第8号、農地法第3条の規定による許可について、令和3年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：5番、譲受人：筑西市赤浜、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：海老江字八反田、台帳地目：田、現況地目：田、面積：296㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,059㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：7,656a、従農者数：1（1）、譲渡人の経営面積：554a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号5番について、調査委員の報告をお願いします。

小野田
勝男
委員

22番、小野田です。

5番の案件について、ご報告いたします。受人は、度々申請が上がってくる大規模農家でありまして振興公社との売買ですので、何ら問題ございません。ご審議の程をよろしく願います。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第8号、受付番号5番を採決いたします。

議案第8号、受付番号5番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第8号、受付番号5番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、12番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後2時9分 解除

つづいて、受付番号3番及び4番、並びに6番から20番について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

番号、1番、2番は保留となります。

3番、筑西市村田、筑西市松原、松原字中根、畑、畑、475㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,168㎡、売買、59a、3(1)、2,235a。

4番、筑西市羽方、水戸市上国井町、羽方字萩島前、田、田、2,681㎡、外7筆、合計8筆、合計面積20,499㎡、売買、359a、4(2)、554a。

6番、筑西市関本中、水戸市上国井町、上野字五郎助、畑、畑、2,529㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,920㎡、売買、2,659a、3(2)、554a。

7番、筑西市柳、筑西市柳、柳字三王山、山林、畑、1,266㎡の内895㎡、売買、339a、2(2)、18a、一筆の内、農地部分についての許可申請となりまして、残りの部分については農地法の対象外となります。

8番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字辻堂、畑、畑、329㎡、外2筆、合計3筆、合計面積11,394㎡、贈与、70a、3(3)、29a。

9番、筑西市東保末、筑西市東保末、東保末字前畑、畑、畑、2,269㎡、売買、227a、2(2)、23a。

10番、筑西市海老ヶ島、筑西市高津、中上野字中島山、畑、畑、580㎡、売買、49a、6(1)、131a。

11番、筑西市森添島、筑西市森添島、森添島字北宿、田、田、53㎡、売買、

118a、4(2)、10a。

12番、筑西市野殿、筑西市下野殿、下野殿字本殿、畑、畑、643㎡、売買、112a、2(2)、14a。譲渡人がもう一人おります。筑西市下野殿、下野殿字本殿、畑、畑、682㎡、合計2筆、合計面積1,325㎡、売買、112a、2(2)、4a。

13番、筑西市下高田、下高田字桧宮、畑、畑、1,107㎡、外2筆、合計3筆、合計面積5,541㎡、売買、360a、5(1)、55a、調停調書添付のため、譲受人の単独申請となります。

14番、筑西市林、千葉県柏市若柴、林字松の下、畑、畑、717㎡、小計2筆、小計面積1,417㎡、使用貸借、0a、1(1)、17a、新規就農。譲渡人がもう一人おります。筑西市林、林字林、田、田、3,083㎡、小計2筆、小計面積4,653㎡、合計4筆、合計面積6,070㎡、使用貸借、0a、1(1)、1a。

次のページをお願いいたします。

15番、筑西市林、神奈川県茅ヶ崎市浜竹1丁目、林字林、畑、畑、237㎡、売買、0a、1(1)、14a。

16番、筑西市桑山、筑西市海老ヶ島、桑山字拾六番耕地、田、田、846㎡、外6筆、合計7筆、合計面積6,605㎡、売買、224a、2(2)、433a。

17番、筑西市桑山、筑西市海老ヶ島、桑山字拾番耕地、田、田、762㎡、外8筆、合計9筆、合計面積5,506㎡、売買、158a、2(2)、433a。

18番、筑西市宮後、筑西市宮後、田宿字野ヶ内、田、畑、5,657㎡、外2筆、合計3筆、合計面積11,421㎡、贈与、114a、5(1)、4a。

19番、筑西市徳持、筑西市大塚、大塚字中台、畑、畑、783㎡、売買、2,256a、5(3)、14a。

20番、筑西市下野殿、筑西市幸町二丁目、辻字西原、畑、畑、1,301㎡、売買、62a、3(2)、34a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

赤城美子
委員

12番、赤城です。

3番、9番、10番、18番についてご報告いたします。去る4月28日に明野支所内におきまして、書類審査を行いました。まず3番ですが、受人は以前より、渡人から申請地を借りて野菜を少し作っていたそうです。申請地は、受人の自宅の前と裏にあります。受人渡人の双方に、電話で間違いのないことを確認いたしました。書類に不備もみられず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。続きまして9番ですが、受人は渡人の裏の家で、渡人の母親の実家とのことでした。申請地を相続し、筑西市に戻ってきて分からないことばかりだった渡人は、受人に何かとお世話になっていたので、売買の話を受けた時に快諾したとのことでした。間違いのないことを、渡人受人に電話で確認しました。書類に不備もみられず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。続きまして10番ですが、受人は渡人の従弟の奥さんの実家とのことでした。後日、受人渡人

の双方に、電話で間違いのないことを確認しました。書類に不備もみられず、許可相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。続きまして18番ですが、受人と渡人は夫婦で、受人は婿養子で、新規就農するにあたり、渡人より申請地を贈与されたとのことでした。後日、電話で間違いのないことを確認しました。書類に不備もみられず、許可相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 4番をお願いします。

柴保 2番、柴です。

委 員 公社との売買ですが、この土地につきましては、何年も前から受人が耕作しております。何回か売買の話があり、公社を通しての売買に至ったそうです。そのようなことから、問題はないかと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 6番をお願いします。

栗島菊雄 18番、栗島です。

委 員 6番をご報告申し上げます。譲受人は、この土地を以前から耕作しております。地元でも大規模経営者です。振興公社を通しての売買ということで、何の問題もないかと思えます。皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 7番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼です。

委 員 7番と、次のページ16番、17番、3件について報告いたします。28日に書類審査いたしまして、その後、受人に電話で確認、また直接来訪されて話をされた方もおります。まず7番についてですけれども、地目の現況が畑となっておりますけれども、元々十数年前までは家が建っております。今は更地となっております。その宅地部分以外の畑の部分を今回受人が売買により買ったわけなんですけれども、渡人は高齢で農業をやめるということで、隣接者の受人は親戚であるんですけれども、その方に畑の部分だけを買っていただいたということで、問題なく許可相当かと思えます。次に16番、17番についてです。16番、17番の渡人は、土地を所有している会社でありまして、今回、売買による申請です。16番の受人の方は、種苗会社を大きくされている方で、前回は申請が上がったんですけれども、農場を集約化したいということで、隣接地の申請土地を売買で購入いたしました。許可相当かと思われまます。17番の受人の方は、規模を大きくしたいということで、売買により取得したものです。許可相当かと思われまますが、更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 8番をお願いします。

- 秋山員宏
委員 10番、秋山です。
28日に書類審査を行いまして、後日、受人渡人双方に電話で確認いたしました。親子関係の贈与ということなので、何ら問題ないかと思われまます。許可相当かと思われまます、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
- 議長 11番をお願いします。
- 永井尚子
委員 19番、永井です。
4月27日に書類審査をし、後日、双方に確認のお電話をいたしました。間違いがないということですので、許可相当かと判断しますが、更なるご審議をお願いいたします。
- 議長 12番をお願いします。
- 高島敏男
委員 21番、高島です。
案件の12番の件ですが、受人の方は定年となり、家庭菜園をやろうと思い、畑を探していたそうです。道路脇に1枚あったので、その1枚を売買しようとしたら、その奥にも小さい畑がありまして、それも買ってほしいと言われ、2枚になったそうです。いずれにしても、トラクターでやるのには、1枚よりも2枚の方がいいということで、快く買ったそうです。書類審査にも問題なく許可相当と思われまます、更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。
- 議長 13番をお願いします。
- 柴保
委員 2番、柴です。
13番についてご報告申し上げます。受人であります、この申請の土地につきましては、何十年も前から耕作しておりまして、いろいろ印鑑を貰うのに大変だったそうでございますが、売買に至ったということで、問題はないと思われまます。更なるご審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 14番をお願いします。
- 坂入進
委員 24番、坂入です。
14番、15番をご報告いたします。4月27日に書類審査を行い、不備がないことを確認いたしました。14番におかれましては、受人が自宅前の土地を借りまして、新たに農作物を作りたいということでありまます。15番におかれましては、渡人より土地を買ってくれということで、売買に至りました。なお、渡人は備考に記載してある方なんです、兄弟とのことでありまます。特に問題はないと思われまます、更なる皆様方のご審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 19 番をお願いします。

水越修一
委 員 1 番、水越です。
19 番についてご報告いたします。4 月 27 日、書類審査をいたしました。書類に問題はございません。受人については、担い手として認定農業者ということで、営農活動をしており、面接して確認をしたところ、そのとおりということでございます。渡人についても電話で確認いたしましたが、何ら問題なく売買に至ったとのことでございます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 20 番をお願いします。

宮崎亨
委 員 14 番、宮崎です。
先月 27 日に書類審査を行いました。書類に不備はございませんでした。双方に電話で確認をしましたが、問題はないと思われま。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第 8 号、受付番号 3 番及び 4 番、並びに 6 番から 20 番を採決いたします。
議案第 8 号、受付番号 3 番及び 4 番、並びに 6 番から 20 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 8 号、受付番号 3 番及び 4 番、並びに 6 番から 20 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任 倉持主任より説明いたします。
議案第 9 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 3 年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。
番号: 1 番、申請人: 筑西市玉戸、申請土地の表示: 西方字館の内、台帳地目: 山林、現況地目: 山林、面積: 1,242 m²、転用目的: 植林。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 300m、国道 294 号線の西側約 965m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、登記地目が山林であるため、農地法上の農地との認識がなく、転用許可を得ずに植林したことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

飯泉孝
委員

4 番、飯泉です。
先月、書類審査、現地確認を行いました。なお、台帳が山林となっておりますが、以前に農地として利用したという経緯があったことから、今回、是正するための申請であり、許可相当かと思われま。皆様方の更なるご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 9 号を採決いたします。

議案第 9 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 2 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 3 年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、譲受人：牛久市中央 4 丁目、譲渡人：筑西市向上野、申請土地の表示：向上野字香取、台帳地目：畑、現況地目：雑種地、面積：436 m²、外 1 筆、合計

2筆、合計面積 498 m²、契約内容:売買、転用目的:自己住宅。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約 1.2km、筑西市立上野小学校の南東側約 896mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、県外の借家にて生活しております。子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築する計画となっております。

2番、筑西市野殿、筑西市野殿、野殿字中道、畑、雑種地、122 m²、賃貸借、店舗。他に譲渡人が2人おります。筑西市野殿、野殿字中道、畑、雑種地、582 m²、賃貸借、店舗。筑西市野殿、野殿字大日、畑、雑種地、641 m²、賃貸借、店舗。

申請地は、関東鉄道常総線の南東側約 996m、国道 294 号線の西側約 754mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は市内に本店を置くコンビニエンスストア等を営む法人です。今般、業績が安定しており、既存の店舗の拡張を考えましたが、近隣の協力を得られないため、申請地に新たな店舗を設けるべく申請するものです。

3番、筑西市赤浜、筑西市海老ヶ島、赤浜字武内、畑、畑、614 m²、売買、資材置場兼駐車場。

申請地は、県道赤浜上大島線南東側約 95m、筑西市立上野小学校の南西側約 407mに位置する、上水管、農業集落排水の埋設道路の沿道区域で、500m以内に教育施設及び医療施設を存する第3種農地です。申請者は、市内に本店を置く内装工事業を営む法人です。現在、申請地の隣接地である自宅敷地に資材等を置かざるを得ない状況で作業スペースがほとんど確保できないとのことです。事業拡大を図る上でも手狭であるため、新たな資材置場を設けるべく申請するものです。

4番、筑西市高津、筑西市高津、中上野字中島山、畑、畑、496 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道下妻真壁線の西側約 364m、筑西市立鳥羽小学校の南側約 1.8 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の借家にて妻と子の5人で居住しております。申請地は申請者の実家に近く、将来的にも都合が良いことから、住宅を建築する計画となっております。

5番、筑西市舟生、筑西市舟生、舟生字下宿、畑、畑、408m²、贈与、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の南東側約 115m、筑西市関城支所の北側約 390mに位置する、支所から 500m以内の第2種農地です。申請者は、妻の実家にて妻と子の3人で同居しております。子の成長に伴い手狭であることから住宅を建築するものです。

6番、筑西市下中山、筑西市嘉家佐和、嘉家佐和字野殿前、畑、畑、714 m²、賃貸借、駐車場。

申請地は、常総線大田郷駅の南東側約 1.7Km、国道 294 号線の西側約 886mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保でき

ます。申請者は現在、同一大字地内で自動車板金業を営んでいる法人です。今般、業績が安定しており、既存の駐車場では手狭であることから、新たな駐車場を設けるべく申請するものです。

7番、筑西市横島、筑西市関本下、舟生字切掛、畑、畑、492 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、筑西市関城支所の南西側約462m、県道明野間々田線沿いに位置する、支所から500m以内の第2種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年4月5日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、市内の借家にて夫と子の4人で居住しております。今般、自己用住宅建築を計画し申請するものです。

8番、筑西市樋口、筑西市樋口、樋口字本郷、畑、畑、115 m²、外1筆、合計2筆、合計面積489 m²、売買、自己住宅。

申請地は、真岡鉄道ひぐち駅の北側約1.1km、国道294号線の東側約444mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の借家にて妻と子の8人で居住しております。借家では手狭であるため自己用住宅を申請するものです。

9番は保留となります。

10番、水戸市赤塚一丁目、筑西市中館、中館字狭間下、田、田、238 m²、売買、太陽光発電設備。譲渡人がもう一人おります。筑西市中館、中館字狭間下、田、田、712 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道折本駅から南側約210m、国道294号線沿いに位置する、300m以内に鉄道駅のある第3種農地です。令和3年4月5日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、太陽光発電設備を設置するにあたり、適地を検討し、申請にいたっております。

11番は保留となります。

12番、筑西市西方、栃木県下都賀郡壬生町大字安塚、一本松字八幡台、畑、畑、344 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県立下館工業高校の北北東側約838m、国道294号線の西側約1.1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて妻と子の5人で居住しております。子の成長に伴い手狭なため、住宅を建築する計画となっております。

13番、筑西市布川、筑西市下平塚、下平塚字平塚西、畑、畑、470 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、国道50号線の西側約779m、下館運動公園の南東側約1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年4月5日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は現在、市内の借家にて妻と子の3人で居住しております。子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築する計画となっております。

14番、筑西市西方、筑西市西方、西方字相ノ内、畑、畑、330 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、国道50号線の南東側約629m、県立下館工業高校の北側約929m

に位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、申請者の実家にて妻と子の3人で同居しております。子の成長に伴い手狭であることから住宅を建築する計画となっております。

15番、筑西市関本下、筑西市板橋、板橋字塚回、山林、畑、500㎡、売買、自己住宅。

申請地は、筑西市関城支所の南東側約557m、県道明野間々田線の北側約191mに位置する、上水管、下水管の埋設道路の沿道区域で、500m以内に医療施設が複数ある第3種農地です。申請者は、現在、妻の実家にて妻と子の3人で同居しております。今般、生活基盤の確立を図るため住宅を建築する計画となっております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

赤城美子
委員

12番、赤城です。

1番と3番と4番についてご報告いたします。去る4月28日、明野支所内におきまして書類審査を行い、その後、現地を確認してきました。まず1番ですが、受人は渡人の近所の生まれで、結婚して牛久市の方に住んでいましたが、子の成長に伴い、兄一家の住んでいる実家の近くに家を建てることにしたそうです。現地は、集落の北の端でした。後日、受人渡人双方に電話で間違いのないことを確認いたしました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。続きまして3番ですが、申請地は受人の自宅のすぐ裏の土地でした。事務局の説明にもあったとおり、市内で内装工事業を営んでおり、現在の土地では手狭になり資材置場と駐車場を造るため、渡人に掛け合って売買に至ったとのことでした。後日、受人渡人双方に電話で間違いのないことを確認いたしました。書類に不備も見られず、転用の申請は許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。続きまして4番について報告いたします。受人は渡人の従弟の長男とのことでした。申請地は、住宅の間の畑でした。後日、受人渡人双方に電話で間違いのないことを確認いたしました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

高島敏男
委員

21番、高島です。

去る27日に3班と事務局にて、ナンバー2とナンバー6の確認をしました。案件ナンバー2のお店の方なのですが、道路の西側に現在店舗がありまして、道路の東側に移動させるとの事でした。これは本部より駐車場が狭いんじゃないかということは何回か指摘されたので、今回土地を借りられることとなったために、移動することにしたそうです。又、案件のナンバー6の駐車場の方は、

板金をやっているのですが、あまりにも狭くて、駐車場を広げたいということで探していたところ、目の先にあった土地が見つかったそうです。話し合いをしたところ、了解していただいたことと、移動することにしました。2件共、書類審査にも不備がなく許可相当と思われますので、更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 5番をお願いします。

宮崎亨
委 員 14番、宮崎です。

4月27日に書類審査及び現地調査を行いました。まず5番ですが、現況は畑ということであります。調査しました結果、事務局説明のとおりで問題ないと思われます。次に15番ですが、書類に不備はなく、調査しましたところ問題ないと思われます。皆様のご審議の程をお願いいたします。

議 長 7番をお願いします。

栗島和子
委 員 3番、栗島です。

7番についてご報告いたします。先月の27日に書類審査並びに現地調査を行いました。後日、受人渡人に確認しましたところ、申請に間違いのないことでした。また、親子関係ですので、問題ないと思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 8番をお願いします。

永井尚子
委 員 19番、永井です。

4月27日に、書類審査、現地調査を実施いたしました。後日、双方に電話で間違いのないことを確認いたしました。渡人のお嫁さんのお父さんの知り合いが受人だそうです。許可相当と判断いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 10番をお願いします。

坂入進
委 員 24番、坂入です。

4月27日、書類審査並びに現地確認を行いました。なお、後日、申請人双方に電話確認いたしましたところ、太陽光発電設備による売買と、間違いのないこととごさいます。特に問題はないと思われますが、更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 12番をお願いします。

飯泉孝 4番、飯泉です。

委員 12番を報告します。先月、書類審査、現地確認を行いました。受人ですが、今現在、アパート住まいでありまして、子供の成長に伴い、手狭となったための売買とのことでした。また渡人は、今後、管理をしていくのが難しくなったため、処分をしたいということであり、問題ないかと思われまます。皆様方の更なるご審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 13番をお願いします。

宮山繁治
委員 17番、宮山です。
5条の贈与の関係ですが、4月27日に、書類と現地確認しております。本人確認については、渡人受人双方に聞いております。これは、親子関係でありまして、実家隣にですね、470㎡の新宅をするというようなことで、問題ないと思われまます。許可相当と思われまます。更なるご審議をお願いします。以上です。

議長 14番をお願いします。

水越修一
委員 1番、水越です。
4月27日に書類審査の上、現地確認をいたしました。該当土地は、渡人の宅地に隣接する畑ということでした。受人については、同居する孫、渡人が祖父という関係でございまして、双方に電話で確認をしたところ、間違いのないということでございます。皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第10号を採決いたします。
議案第10号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第10号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第12号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第12号、現況確認証明(非農地証明)について、令和3年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人:水戸市南町2丁目、申請土地の表示:関本中字花ノ木、台帳地目:畑、現況地目:宅地、面積:483㎡、外1筆、合計面積917㎡、現況:店舗兼住宅敷地。

申請地は、筑西市立関城西小学校の西側約893m、県道筑西三和線沿いに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

2番、筑西市桑山、桑山字八番耕地、畑、宅地、139㎡、外1筆、合計面積395㎡、住宅敷地。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約311m、県道つくば真岡線の西側約503mに位置する土地です。平成13年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

齊藤一弥
委 員

13番、齊藤です。

4月27日に、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局とで書類審査後、現地調査を行いました。現地は、現在店舗となっておりますが、現在は営業をしておりません。以前、居酒屋風な蕎麦店ということで営業していたのですが、営業をされていた方が亡くなったせいか、現在は閉店状態です。店舗と住宅敷地とありますが、駐車場で使っている土地と店舗の一部が転用を受けないで使っていたという状況です。事務局からの説明どおり、平成10年に撮影した航空写真が提出されております。20年以上経過しているということもあり、非農地証明の発行に支障ないかと思われませんが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

2番をお願いします。

蓮沼俊男
委 員

16番、蓮沼が報告します。

今回の願出は2筆ありまして、多少離れた場所になります。議案書の上の申請土地については、既に宅地の一部というか、既に建物が建っておりまして、完全に宅地と認定できる状態であります。下の申請土地については、建設当初より、庭なんですけれど、宅地の一部として使用されていたことを協和地区全員の調査委員によって確認いたしました。許可相当かと思われまして、皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 12 号を採決いたします。

議案第 12 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 12 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

ここで筑西市農業委員会会議規則第 21 条の規定により、議長を栗島菊雄 農政企画審議会委員長に交代いたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

議長指名により、議長を交代します。なにぶんにも不慣れですので、皆様のご協力を仰ぎながら、議事進行したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、2 番議席 柴委員、3 番議席 栗島和子委員、12 番議席 赤城委員、13 番議席 齊藤一弥委員、20 番議席 水柿委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥をお願いします。

午後 2 時 55 分 除斥

それでは議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐より説明いたします。

議案書 16 ページ、議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和 3 年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。

農用地利用集積計画、総括表について説明いたします。契約開始日が令和 3 年 6 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。設定区分ごとに合計を朗読いたします。はじめに、新規につきまして。3 年未満、契約件数 34 件、筆数 89 筆、面積 263,430 m²。3 年以上 6 年未満、契約件数 63 件、筆数 167 筆、面積 304,834 m²。6 年以上 10 年未満、契約件数 8 件、筆数 12 筆、面積 19,268 m²。10 年以上契約件数 43 件、筆数 89 筆、面積 147,432 m²。新規の合計、契約件数 148 件、

筆数 357 筆、面積 734,964 ㎡。次に更新になります。3 年未満、契約件数 3 件、筆数 3 筆、面積 9,109 ㎡。3 年以上 6 年未満、契約件数 36 件、筆数 107 筆、面積 136,101 ㎡。6 年以上 10 年未満、契約件数 9 件、筆数 16 筆、面積 15,870 ㎡。10 年以上、契約件数 34 件、筆数 81 筆、面積 124,415 ㎡。更新の合計、契約件数 82 件、筆数 207 筆、面積 285,495 ㎡。総合計は、契約件数 230 件、筆数 564 筆、面積 1,020,459 ㎡となっております。移転については 0 件です。詳細につきましては、18 ページから 37 ページまでが新規分、38 ページから 49 ページまでが再設定分の詳細になります。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

只今、事務局より説明がありました。
ここでご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 13 号を採決いたします。

議案第 13 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 13 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、2 番議席 柴委員、3 番議席 栗島和子委員、12 番議席 赤城委員、13 番議席 齊藤一弥委員、20 番議席 水柿委員の除斥を解きます。

午後 3 時 0 分 解除

ここで議長を交代いたします。皆様の協力によりまして、無事議長を終えることが出来ました。ありがとうございました。

議 長

次に、議案第 14 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長

高島補佐より説明いたします。

議案書 50 ページ、議案第 14 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、令和 3 年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

議案書の別紙、50-1 ページをお願いいたします。農業委員会の状況。令和 3 年 3 月 31 日現在。農業の概要ですが、農林水産統計、農林業センサス 2015、及び農地台帳等から数値を記入しております。農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく現在の体制は、委員定数 24 名、実数 24 名、農地利用最適化推進委員が、20 地区で 20 名です。続いて、50-2 ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積・集約化。現状及び課題。管内の農地面積 11,200ha、これまでの集積面積 4,877ha、集積率 43.5%であります。令和 2 年度の目標及び実績。集積目標 4,500ha に対し実績 4,877ha、達成状況は 108.4%です。目標及び活動に対する評価。利用権と農地中間管理機構の活用推進により、目標以上の面積増となった。担い手を中心に利用集積は進んでいるが、今後も集積率アップを目指し PR 活動の継続が必要であります。続いて、50-3 ページをお願いいたします。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。現状及び課題。新規参入の状況。令和 2 年度の新規参入者数は 4 件、取得面積 8.1ha でした。令和 2 年度の目標及び実績。参入目標、5 経営体、面積は 2.5ha。新規参入の実績は 4 件、面積は 8.1ha でした。目標値の達成に向け、青年就農給付金の活用など農政課や関係機関、農協や普及センターと連携して新規参集の促進を図る必要があります。続いて、50-4 ページをお願いいたします。遊休農地に関する措置に関する評価。現状及び課題。管内農地面積 11,200ha に対し、遊休農地面積 36.1ha、割合が 0.32%になっております。令和 2 年度の目標及び実績。解消目標面積 3ha、実績 1.5ha、達成状況 50%になります。目標達成に向けた活動。農地の利用状況調査で、7 月から 8 月にかけて 50 人体制で市内の農地全域を調査し 8 月から 9 月にかけて調査結果をとりまとめ 10 月から 11 月にかけて農地の利用意向調査を実施しました。続きまして、50-5 ページをお願いいたします。違反転用への適正な対応。現状及び課題。管内の農地面積 11,200ha に対し、違反転用面積 0ha。是正勧告や、始末書添付で追認許可を行っており、農業委員会において違反を認識していながら対応していない案件は 0 件です。課題としまして、違反転用の早期発見、早期指導の徹底が必要です。令和 2 年度実績。実績 0ha、増減は無しです。続きまして、50-6 ページをお願いいたします。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。農地法 3 条に基づく許可事務です。1 年間の処理件数 198 件、うち許可 198 件、不許可 0 件です。事実関係の確認ですが、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員が申請書類の確認及び現地調査、並びに申請者に対する聞き取り調査を実施し、定例総会において議案ごとに審議し議事録を公表しております。標準処理期間は、申請書受理から 28 日です。農地転用に関する事務。1 年間の処理件数 201 件、事実関係の確認は、同じく地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員が申請書類の確認及び現地調査、並びに申請者に対する聞き取り調査を実施し、定例総会において審議し議事録を公表しております。標準処理期間・申請書受理から 28 日です。続きまして、50-7 ページをお願いいたします。農地所有適格法人からの

報告への対応。管内の農地所有適格法人数 61 法人、うち報告書提出が 33 法人、報告書の督促を行った数は 35 法人で、うち督促後に報告書を提出した数は 7 法人でした。報告書を提出しなかった数 28 法人。これは、指導しても提出がありませんでしたので、引き続き提出するよう指導いたします。情報の提供等。賃借料情報の調査、提供状況ですが、調査対象賃貸借件数 2,520 件、市の広報紙に毎年 2 月に掲載しております。農地の権利移動等の状況把握。調査対象移動等件数 972 件、利用権の更新時期について郵送でお知らせしております。農地台帳の整備。整備対象農地面積 11,530ha、電算処理システムを導入して毎月更新しております。続きまして、50－8 ページをお願いします。地域農業者等からの主な要望、意見等は、今回はありませんでした。続きまして、事務の実施状況の公表等。総会等の議事録については、筑西市ホームページに掲載し窓口でも閲覧できます。農地利用最適化推進施策の改善についての意見提出ですが、昨年 6 月に意見を募集し 21 件のご意見がありました。7 月農政企画審議会、8 月総会議決を得て県を通じて国へと意見を提出しております。活動計画の活動の点検・評価の公表については、筑西市ホームページに掲載し窓口でも縦覧できます。以上が令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。本日、議決が得られましたら、国へ報告し筑西市ホームページ及び全国農業会議所ホームページで公表いたします。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告を、お願いいたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

ご報告いたします。本日、総会前に、農政企画審議会を開催し、議案第 14 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」活発な意見交換、及び慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを全員一致で承認したことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗原委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 14 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 14 号を採決いたします。

議案第 14 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、原案どおりとすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 14 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活

動の点検・評価について」、原案どおりとすることに決しました。

つづいて、議案第 15 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐より説明いたします。

議案書 51 ページ、議案第 15 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、令和 3 年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

議案書、51-1 ページをお願いします。農業委員会の状況。令和 3 年 4 月 1 日現在。農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく、現在の筑西市農業委員会の体制は委員定数 24 名、実数 24 名、農地利用最適化推進委員が、20 地区で 20 名です。続きまして、51-2 ページをお願いします。担い手への農地の利用集積、集約化。現状及び課題。管内農地面積 11,200ha、これまでの集積面積 4,877ha、集積率が 43.5%です。課題が地域の中心となる担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を活用し集積の促進を図る。令和 3 年度の目標及び活動計画。目標。集積面積 5,300ha、うち新規集積面積 500ha。活動計画。利用権設定と農地中間管理機構の制度の周知や募集を行い、人・農地プランに基づき、農地中間管理機構の活用を進めるとともに、農地利用実態調査の結果に基づき農地の貸し借りのマッチングを進めています。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。現状及び課題。新規参入の状況。令和 2 年度の新規参入者数は 4 件、取得面積は 8.1ha でした。農政課及び関係機関と連携し、情報を得ながら新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る必要があります。令和 3 年度の目標及び活動計画。参入目標。5 経営体、面積は 2.5ha です。通年新規就農相談を受け付け、青年就農給付金の活用など農政課や関係機関と連携して、新規参入の確保を図る。続きまして、51-3 ページをお願いします。遊休農地に関する措置。現状及び課題。管内の農地面積 11,200ha、遊休農地面積 36.1ha、遊休農地の割合が 0.32%です。課題は、後継者不足、不在村地主や未相続農地により遊休農地が発生しており、農地中間管理機構の活用による遊休化の予防及び解消に取り組みます。令和 3 年度の目標及び活動計画。目標。遊休農地の解消面積 3 ha。活動計画。農地の利用状況調査。7 月から 8 月にかけて 50 人体制で市内の農地全域を調査し、随時、所有者等に対し指導を行う。10 月～11 月にかけて農地の利用意向調査を実施して 11 月から 12 月に調査結果のとりまとめを行います。違反転用への適正な対応。管内農地面積 11,200ha、違反転用面積 0 ha。課題は、違反転用を未然に防止するため、早期発見、早期指導を徹底することとなっております。令和 3 年度の活動計画。地元農業委員、農地利用最適化推進委員との情報交換を密にして、違反転用を未然に防ぐため農地パトロール及び指導を随時実施します。以上が令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。この活動計画につきましても、本日、議決が得られましたら、国へ報告し筑西市ホームページ、全国農業会議所ホームページで公表いたします。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告を、お願いいたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

ご報告いたします。同じく、本日開催いたしました農政企画審議会にて、議案第 15 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを全員一致で承認いたしましたことをご報告いたします。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 15 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 15 号を採決いたします。

議案第 15 号、「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」原案どおりとすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 15 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」原案どおりとすることに決しました。

つづいて、議案第 16 号筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐より、説明いたします。

議案書 52 ページ、議案第 16 号、筑西市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、令和 3 年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

議案書の別紙、52-1 ページをお願いいたします。概要のみ、説明いたします。具体的な目標と推進方法。遊休農地の発生防止・解消についてですが、令和 8 年度に遊休農地を 0 とすることを目標としております。遊休農地の解消目標について、現状では管内の農地面積 11,200ha に対して、遊休農地面積が 37.6ha で、割合は 0.34% となっておりますが、令和 5 年の 4 月で半分の 18.8ha に減らし、目標年度の令和 8 年 4 月には 0 とする計画になっております。続きまして、52-2 ページになります。遊休農地の発生防止、解消の具体的な推進法。農地の利用状況調査と利用意向調査の実施についてですが、農業委員と推

進委員のチーム制により、農地法の農地利用状況調査と利用意向調査の結果を踏まえて利用関係の調整を行います。農地中間管理機構との連携について、意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえて中間管理機構への貸付け手続きを行います。非農地判断については、調査により、再生利用困難の荒廃農地については、非農地判断を行い、守るべき農地を明確にします。担い手への農地利用の集積、集約化について。担い手への農地利用の集積目標でございますが、国により、集積率を80%とすることが目標とされております。現状では、農地面積11,200haに対し、集積面積4,086haでございますが、3年後には50%まで集積し、目標令和8年4月には8,960haにまで集積することにより80%とする計画となっております。続きまして、52-3ページをお願いします。担い手への農地利用の集積、集約化に向けた具体的な推進方法。農地中間管理機構との連携について、中間管理機構、農協等と連携し、機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、また経営の廃止、縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等をリスト化して、農地の出し手と受け手の意向を踏まえてマッチングを行います。続いて、3、新規参入の促進について。新規参入の促進目標ですが、現状では、新規参入者22人で、これは平成30年度から令和2年度までの実績の合計になっております。新規参入者の取得面積が12.3haでございます。令和8年の4月までに、3年ごとに5人ずつ、取得面積2.5haずつ増加を目標としており、令和8年度の4月には新規参入32人、取得面積17.3haとする計画でございます。続きまして、52-4ページをお願いします。新規参入の促進に向けた具体的な推進方法。関係機関との連携について、農業委員会ネットワーク機構や農地中間管理機構と連携し、法人を含む参入希望者を把握し、必要に応じ現地見学や相談会を実施します。農業委員会のフォローアップ活動について。高齢化等により、農地の遊休化が深刻な地域については、新規就農等を促進する。また、農業委員及び推進委員は新規参入の地域受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。以上が指針の内容でございます。この指針については、農業委員会法により最適化推進委員の意見を聞くこととされておりますので、本日議決を得られましたら、最適化推進委員に郵送し意見を求めます。修正等の意見があった場合は次回の6月総会に再度上程いたします。推進委員から意見がない場合は今回議決いただいたものを県農業会議に提出し、ホームページで公表いたします。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告を、お願いいたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

ご報告いたします。同じく、本日開催いたしました農政企画審議会にて、議案第16号議案筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。

議 長 栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案 16 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 16 号を採決いたします。
議案第 16 号は、農地利用最適化推進委員に意見を求め、意見がない場合は、原案どおり、筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることについて、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 16 号は農地利用最適化推進委員から意見がない場合は、原案どおり、筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることに、決しました。

つづいて、議案第 17 号「農業者年金加入推進部長の選定について」を上程いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局長 高島補佐より、説明いたします。
高島補佐 議案書 53 ページ、議案第 17 号、農業者年金加入推進部長の選定について、令和 3 年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。
農業者年金の加入推進については、現在国が示している平成 30 年度から令和 4 年度までの第 4 期中期計画の達成に向け、加入者累計 13 万人早期達成 3 カ年運動を着実に進めるため、取り組みの推進が行われており、さらなる農業者年金の加入推進を図っていく必要があります。本日は、新たに 2 名の加入推進部長の選任をお願いいたします。前は下館地区と明野地区から選出していただきましたので、今回は関城地区と協和地区から推薦をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、事務局より説明がありましたが、ここで推進部長の推薦をお願いします。
初めに、栗島菊雄委員、お願いします。

栗島菊雄 現在、女性の方も農業分野での活躍が大変重要視されております。女性の農業者年金加入率を増やす取り組みもされていることから、女性の方をお願いしたいと考えて、関城地区から栗島和子委員を推薦します。

議 長

次に、蓮沼俊男委員、お願いします。

蓮沼俊男
委 員

私は、協和地区の6番議席 岩淵進君を推進部長に推薦したいと思います。
委員は北つくば農協で、胡瓜部会の部会長として大変活躍されている方であり
ます。適任かと思われまます。よろしくお願いいたします。

議 長

他にございませんか。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありました。

採決にあたり、ここで関係者となります、3番議席 栗島和子委員、6番議席
岩淵進委員は、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願いま
す。

午後3時35分 除斥

議案第17号を採決いたします。

議案第17号、農業者年金加入推進部長の選定について、3番議席 栗島和子
委員及び6番議席 岩淵進委員を推進部長とすることに、賛成の委員は挙手を願
います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第17号、農業者年金加入推進部長は、3番議席 栗島
和子委員及び6番議席 岩淵進委員に、決しました。

ここで、3番議席 栗島和子委員、6番議席 岩淵進委員の除斥を解きます。

午後3時37分 解除

次に、日程第4、報告第6号から第9号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

菊地課長より、説明いたします。

報告第6号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和3
年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいた
します。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売
買により農地を取得するものです。届出件数は3件です。

報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和3

年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。共同住宅1件、自己住宅1件、合計2件です。

報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和3年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。自己住宅2件、貸駐車場1件、宅地分譲2件、住宅敷地1件、合計6件です。

つづきまして報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和3年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知があったものです。農地中間管理事業による解約7件を含めまして報告件数は17件となっております。報告は以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和3年度第2回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和3年5月10日

議 長

署名委員

署名委員